

東海市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが、森林整備を促進し、森林の有する国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、循環型社会の形成など森林の持つ多面的機能の発揮を通じて、市民生活の安定に大きく寄与することをかんがみ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項及び「愛知県木材利用促進条例」（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」に即して、必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される建築基準法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 市の責務

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先して整備する公共建築物において木材の利用に努める。また公共工事において木材に代替できる工事用資材については積極的に木質資材の利用を推進する。

(3) 民間建築物等における木材の利用

住宅や商業施設、オフィス等の非住宅分野での木造化及び木質化が木材需要の拡大につながることから、市は県と連携し、木材の利用につながるよう普及啓発に努める。

3 木材の利用の目標

(1) 木造建築物の推進

市が新たに整備する建築物で高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積1,000㎡以下の建築物については、原則として木造化を図ることとし、それ以外の建築物については木造化を検討する。ただし、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除く。

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的にすすめる。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くことができる。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

木造化・木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とする。地域材が利用できる場合は優先的に利用し、特に県産木材の利用を最も優先するものとする。

なお、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域である長野県及び岐阜県で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものの利用に努める。

(4) 公共建築物に係る工作物

市が整備する公共建築物に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものを導入するように努める。

(6) 民間建築物等における木材の利用

木造化や内装及び備品の木質化等、木材の利用促進を図るため、愛知県と連携した普及啓発に努める。

4 木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

(2) 備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から法第15条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び条例の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものである

かを確認のうえ、締結する。

附 則

この方針は、平成25年4月22日から適用する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から適用する。